

第2章 事業計画の基本要件

第1節 事業計画地の概要

1. 敷地の概要

事業計画地の概要は以下の通り。その他事業計画地の詳細は「資料1 敷地位置図」「資料2 敷地現況図」「資料3 地形測量図」を参照のこと。

項目	内容
地名地番	和歌山県伊都郡高野町大字高野山 26-2、26-5
敷地面積	約 22,980 m ²
区域区分	都市計画区域内 区域区分非設定区域
用途地域	指定なし
防火地域	指定なし
建ぺい率/容積率	70%/200%
前面道路	東側：町道 凌雲団地1号線 幅員 4.6～7.6m 南側進入路：町道 中学校線 幅員 4.6～10.4m 北側進入路：町道 総合レクセンター線 幅員 4.6m 「資料5 道路台帳」を参照のこと。
土砂災害警戒区域	「資料7 土砂災害警戒区域図」を参照のこと。
埋蔵文化財包蔵地	未指定

2. 地盤の状況

事業計画地は造成地である点に留意が必要である。「資料4 地質データ」を参照のこと。

3. インフラ整備状況

事業計画地周辺のインフラ整備状況は「資料6 インフラ現況図」を参照し、関係機関に確認をすること。引込・接続計画については事業者の提案による。

第2節 施設整備の基本方針

1. 土地利用計画

(1) 敷地の現況

事業計画地は町道中学校線から北側の範囲とする。主に高低差のある3段の地盤面からなり、事業開始の時点では「高野山こども園」「給食センター」「高野町倉庫」「レクセセンタートイレ」「テニスコート」「総合グラウンド」が使用されている。また、町道中学校線から南側の範囲では、事業期間中を通して「高野山中学校」の運営が行われている。詳細は「資料2 敷地現況図」を参照のこと。

(2) 計画方針

- ア 現況の敷地高低差を踏まえて出来るだけ造成の少ない合理的な計画により、コスト縮減および工期短縮を図るとともに、場外排出残土の削減に努めること。なお、建設工事期間中を通して総合グラウンドを工事用スペースとして使用可能であり、場内埋戻し土の仮置きスペースとしても活用できるものとする。
- イ 各新施設と関連する屋外施設がスムーズにつながる、わかりやすく使いやすい土地利用を行うこと。
- ウ 園児、児童生徒、地域住民など、新施設利用者の属性を考慮した土地利用のゾーニングを行うとともに、歩車分離による安全性に配慮すること。
- エ 事業計画地内すべての建築物、工作物及び外構の整備を想定している。既存の設備や工作物等の状況を勘案し、補修・改修の判断や範囲も含めて事業者の提案に委ねる。
- オ 提案に応じて、事業計画地内の町道総合レクセンター線及び事業計画地外の町道中学校線は改修、延伸、廃止できるものとする。その際の道路整備費用は事業者の負担とする。
- カ 事業計画地に隣接する山側の斜面等に関して、土砂災害警戒区域等に関する法令や指導により対策が必要となる計画の場合は、事業者の負担において必要な整備等を行うこと。
- キ 提案に応じて、事業計画地外の一定の範囲を建築物や駐車場、外構等の敷地として取り込んで、本事業と一体で整備できるものとする。範囲については「資料2 敷地現況図」を参照のこと。
- ク 総合グラウンド西側の町有林のエリアに関して、計画案をより魅力化する具体的な外構整備のあり方を、概算整備費とともに提案すること。事業範囲外として想定しているが、提案内容は加点要素として評価する。範囲については「資料2 敷地現況図」を参照のこと。

2. 施設計画

(1) 新施設の基本要件

- ア 高野山小・中学校の概要

- ① 高野山小・中学校の新校舎は、小学校及び中学校の区分を明確にしたプランニングを行うこと。ただし、施設の有効活用のため、特別教室等は小・中学校の併用とする。区分の詳細については「資料 8 諸室諸元表」を参照のこと。また、小・中学校の連携が活発に行えるよう、職員室等の管理諸室は柔軟な発想からの魅力的な提案を期待する。
- ② 小学校は普通学級 6、特別支援学級 2、中学校は普通学級 3、特別支援学級 2 である。普通学級 1 クラスの児童生徒数は 10～20 名程度で、最大 27 名を見込んでいる。児童生徒の男女比率については、男性 50%、女性 50%とすること。
- ③ 教職員は 50 名程度（小学校教諭等 18 名程度、中学校教諭等 22 名程度、事務職員 4 名・非常勤講師等 6 名程度）とする。教職員の男女比率については、男性 50%、女性 50%と想定すること。
- ④ 施設の運営時間等については、「資料 12 高野山小・中学校日程表（参考）」を参照のこと。

イ 高野山こども園の概要

- ① 0・1 歳児 3 名、2 歳児 13 名、3～5 歳児各 20 名（全 5 学級 76 名）を最大規模とする。園児の男女比率については、男児 50%、女子 50%と想定すること。
- ② 職員は 12 名程度とする。職員の男女比率については、男性 30%、女性 70%と想定すること。併設の子育て支援センター職員と兼務とする。
- ③ 施設の運営時間等については、「資料 13 高野山こども園日程表（参考）」を参照のこと。

ウ 高野町公民館の概要

- ① 職員は 15 名程度（教育委員会 14 名程度、図書館司書 1 名程度）とする。職員の男女比率については、男性 50%、女性 50%と想定すること。
- ② 図書館は、小・中学校の図書館（学校図書館）と公民館の図書館（公共図書館）をひとつの空間に整備するものとする。小・中学校図書館と公民館図書館のエリアを分け、パーティション等で区分を明確にする。なお隣接の自習室は主に小・中学校での利用（児童生徒用印刷室を兼ねる）を想定する。
- ③ 学校図書館エリアは小・中学校での利用の制約とならないよう、常時ではなく日時を設定した上での一般開放を想定している。
- ④ 施設の運営時間等については、「資料 14 高野町公民館日程表（参考）」を参照のこと。

エ 新給食センターの概要

- ① 高野山小・中学校、高野山こども園、花坂小学校、高野山小学校富貴分校への給食を提供する。
- ② 職員は 6 名程度とする。職員の男女比率については、男性 50%、女性 50%と想定すること。

③ 1日当たりの最大食数は、通常時 260 食（保護者対象の試食会時 300 食）とする。

オ 外部倉庫の概要

① 小・中学校グラウンドでの屋外活動のための倉庫とし、単独の建屋、新施設内への併設等の形態は問わない。

(2) 新施設の規模及び構成

想定する新施設の規模及び構成は以下の通りである。詳細は「資料 8 諸室諸元表」を参照のこと。なお面積については参考程度とし、全体のバランスや共用部分の計画等については事業者の創意工夫による積極的な提案を期待する。

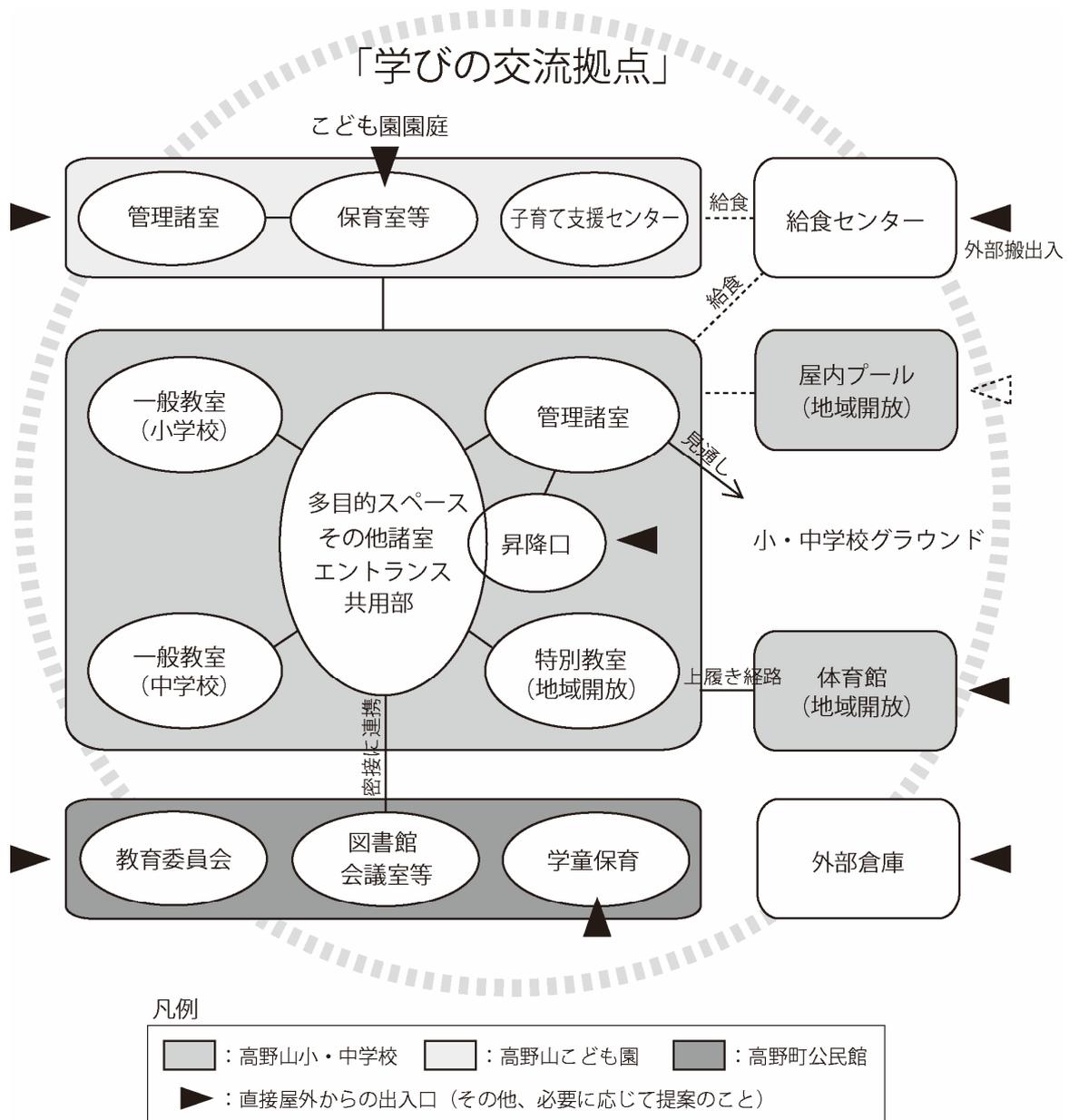
施設（想定面積）	分類	主な諸室構成
高野山小・中学校 (約 5,220 m ²)	一般教室	普通教室、特別支援学級、少人数教室
	特別教室	理科室、音楽室、家庭科室、図工室、技術室 英語教室
	その他	多目的スペース、生徒指導室、生徒会室 児童・生徒更衣室、昇降口、エントランス
	管理諸室	職員室、校長室、事務室兼校務員室、保健室 会議室、印刷室、放送室、職員更衣室 教材室、配膳室
	体育館	アリーナ、ステージ、調整室、器具庫 更衣室、昇降口
	屋内プール	プール、プール更衣室、シャワー室、監視室 器具庫
高野山こども園 (約 770 m ²)	保育室等	保育室、遊戯室
	管理諸室	事務室、医務室、職員更衣室、倉庫、配膳室
	子育て支援センター	子育て支援センター、相談室
高野町公民館 (約 1,430 m ²)	図書館・会議室等	図書館、司書室兼書庫、自習室、和室 大会議室
	学童保育	生活室、事務室
	教育委員会	教育委員会事務室、教育長室、職員更衣室 書庫
	その他	陶芸窯室、エントランス
新給食センター (約 380 m ²)	調理室	調理場、検収室
	管理諸室	事務室、休憩室、洗濯室

外部倉庫 (約 140 m ²)	外部倉庫	外部倉庫
---------------------------------	------	------

※上記面積は渡り廊下や庇下等の部分を含んでいない

(3) 施設イメージ

想定する施設イメージは、以下のとおりである。敷地内および施設内で各施設が連携し、町民どうしの世代間交流が育まれる「学びの交流拠点」を目指す。



第3節 施設整備の工程概要

1. 段階的な工期設定

本事業は、事業計画地内のこども園、給食センター、高野町倉庫、及び隣接する高野山中学校を運営しながらの施設整備となる。敷地の制約上、給食センターやこども園を段階的に先行して建設・移転させ、既存の建物を解体撤去後に跡地を新施設用地の一部として使用することが想定されるため、無理のない適切な工期分けを前提とした施設計画を考慮すること。

2. 工期設定のための基本要件

(1) 高野山中学校

ア 移転は事業完了後の令和6年8月からとし、令和6年度の夏休み明け後は、新校舎での始業とする。

イ 工事期間中の高野山中学校の運営に支障を及ぼさないよう配慮すること。

(2) 高野山こども園

ア 移転は事業者の提案による任意の時期とする。

イ 完了検査後の移転に要する日数は1週間程度を想定している。

ウ 工事期間中の現高野山こども園の運営に支障を及ぼさないよう配慮すること。

エ 仮設園舎を設けて移転を2回する提案は不可とする。

(3) 新給食センター

ア 移転は事業者の提案による任意の時期とする。

イ 完了検査後の移転に要する日数は1週間程度を想定している。

ウ 工事期間中の現給食センターの運営に支障を及ぼさないよう配慮すること。

(4) 高野町倉庫

ア 事業期間中の適切な時期に、事業計画地外へ移転予定である。

イ 具体の移転時期は、建設工事の工程を踏まえて、町と事業者の協議の上で決定する。